

## JR只見線の早期全線復旧のための必要な法整備を求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を伴い、大きな人的、物的被害をもたらしたほか、風評被害が広範囲に及び、農林水産業のみならず製造業を含めたあらゆる産業が甚大な打撃を受けた。

また、東日本大震災から4カ月後には、平成23年7月新潟・福島豪雨が発生し、会津地方の各地に多大な損害をもたらすなど、当県全体が国内でも前例のないほどの被害を受け、現在も厳しい課題に直面しているところである。

特に、JR只見線は、3カ所の橋が流出するなど甚大な被害を受け、現在も会津川口駅から只見駅間が不通となっている。そのため、その区間の交通は代替バスによって確保されているものの、乗り継ぎの不便さから通勤・通学・通院等、住民生活に大きな支障を来している。

また、復旧費用が85億円要すると試算されていることと、復旧工事の着工から復旧まで約4年を要することから、JR東日本は、単独での復旧は困難との見方を示しているが、現在、県、沿線自治体が連携しながら、福島県JR只見線復興推進会議を設置し、只見線復旧復興基金の積立及びJR只見線の利活用促進に懸命に取り組んでいるところである。この取組によって、県内の企業等から寄附金として多大なる支援が寄せられていることから、国は、この県民のJR只見線に対する強い思いを受け止め、一日も早い復旧を実現していく必要がある。

よって、国においては、JR只見線が防災、地域振興において極めて重要な役割を有し、必要不可欠な交通基盤であることを踏まえ、JR東日本に対して早期全線復旧をするよう指導するとともに、鉄道軌道整備法における必要な法整備を行うことによって、災害復旧援助が適用され、早期復旧を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月2日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
財務大臣  
国土交通大臣  
復興大臣

福島県議会議長 平出孝朗